

調査における「人権意識向上に向けた取り組み」について

社団法人日本マーケティング・リサーチ協会
会長 田下 憲雄

昨年、大阪地区において、広告会社が受注し、調査会社（非会員）が実施した「不動産開発・取引に関わる市場調査」において、特定の差別を助長する恐れのある情報についての調査報告がなされていたと大阪府人権室から情報提供を受けました。

その後、大阪府は8月20日にこの問題の実態を把握するため、当協会の会員社に対して「アンケート調査票」を発送いたしました。当協会といたしまして、会員各社に対して、このアンケート調査に、真摯に誠実に回答するようご協力の要請を行いました。

ご承知とは存じますが、本件の概要は、“マンションなどの建設予定地周辺の立地調査を行う調査会社(大阪市内非会員)が、ある地区の所在地などについて差別を助長する情報として報告書にまとめ、依頼主（広告代理店やディベロッパー）に提出していたことが明らかになり、大阪府人権室が真相糾明に取り組むことになった” というものであります。

本件に関し、大阪府人権室及び経済産業省から当協会に要請があり、これを業界全体で真摯に対応すべき問題であると捉え、業務執行委員会で審議し、綱領委員会、法務委員会で検討いたしました。

当協会は、調査の対象となっただけの方に対して、その生活に不用意に立ち入ったり、不利益をもたらすことのないよう、そして何よりご回答者の匿名性の確保を「マーケティング・リサーチ綱領」で明確に規定してあり、このことについては、遵守に徹底されていることと存じます。

さらに、この機会を捉え、このような土地差別問題を含む、『差別につながるいかなる調査』も行わないことを会員各社に周知徹底するために、次の対策を行いました。

会員各社に置かれましては今回の件を契機として、日常の全ての業務において差別的行為が行われていないか、また「マーケティング・リサーチ綱領」「個人情報保護ガイドライン」をご確認いただき、併せて、貴社全社員に対し、人権の尊重により一層の注意喚起を賜りたく、周知徹底のほど、よろしくお願い申し上げます。

「差別につながるいかなる調査も行わないための対策」は次の通りです。

1. 人権を尊重し、土地差別調査問題を含む差別につながる調査を行わないことを明確にするために、現在、改定中の「マーケティング・リサーチ綱領」に次の項目を盛り込む。

『リサーチャーは、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、何人に対しても不当な差別的取扱いをしてはならない。』

2. 今般の土地差別調査問題を例として取り上げ、このような土地差別につながる調査を行わないためのガイドラインとして、現在、改定を進めている「MR法務ハンドブック」に具体的に掲載することを検討する。

以上